

資料1 県が、第一次ハブ咬症注意報発令！<春先から6月、9月から11月にかけてハブ咬症の発生が多くなる。学校でも、今朝アオダシヨウを捕獲した。下記の資料を活用し、ハブの

# ハブに注意!

<平成18年6月初版発行 第3改訂平成23年3月 監修:沖縄県>

沖縄県の陸上には22種類のヘビが住んでおり、そのほとんどが琉球列島だけに住む貴重なヘビです。毒ヘビは8種類いますが、その中で危険なのはハブ、ヒメハブ、サキシマハブ、タイワンハブの4種類だけです。なお、海に住むウミヘビ類による被害も合わせてまれます。ヘビは、人間に害のない種類が多く、自然界の大切な仲間であることを忘れてはなりません。ハブの祖先は、琉球列島が大陸と陸続きだった数百万年前にやってきました。その後、海水面の上昇と

下降を経ていくつかの島ができました。このとき、水没した島ではハブが絶滅し、宮古島や久高島のように、ハブのいない島ができたと考えられています。ハブのいる島とない島が一つ置きになっているという言い伝えがありますが、実際には規則性はありません。タイワンハブは、中国大陸や台湾に分布するハブの仲間ですが、沖縄本島中北部に持ち込まれたものが逃げ出して定着しています。また、サキシマハブが沖縄本島南部に定着しています。

**琉球列島のハブ類の分布**

<b>ハブのいる島</b>
沖縄本島、伊平屋島、阿南島、屋久島、古宇利島、伊江島、水納島、瀬底島、慶名宮島、久米島、赤嶺島、慶留島、徳重宮島、城島、黒島、伊計島、宮城島、平定宮島、浜比羅島、蔵地島、(那覇島)
<b>ヒメハブのいる島</b>
沖縄本島、伊平屋島、阿南島、具志川島、伊原島、慶留島、蔵地島、伊江島、慶名宮島、久米島、赤嶺島、慶留島、阿波島、慶留島、外泊島、屋久島、久高島、慶留島、徳志布島、城島、黒島、前島、仲島、徳島
<b>サキシマハブのいる島</b>
石垣島、西表島、外間島、内間島、小浜島、竹富島、黒島、蓮峰島、(宮古島)
<b>タイワンハブのいる島</b>
沖縄本島(移入)

( ) 内は未定説

沖縄県には22種類のヘビがいますが、毒ヘビは8種類で、その中で危険なのはハブ、ヒメハブ、サキシマハブ、タイワンハブの4種類です。ハブ対策として下記のことにつけてハブによる被害を防ぎましょう。

**ハブ対策の方法は、**①隠れ場所をなくす。②侵入を防ぐ。③ハブを見つけたら、警察に連絡する。④畑や山では咬まれないよう工夫する。

**もし、ハブにかまれたら、**①大声で助けを呼び、車で病院に運んでもらう。(あわてて走ると毒の回りが早くなる。)②傷口から血と一緒に毒を吸い出す。(専用の吸引器がない場合は口で吸い出す。虫歯や口内にキズがあっても軽い炎症を起こすこともあるが心配いらない。また、毒は飲み込んでも、胃の中で消化分解されるので害はない)③病院まで時間がかかる場合は、指が1本通る程度にゆるく縛る。(傷口から心臓に近い部分をゆるく縛る。強く縛ると血の流れが止まり、逆効果になることもある。また、必ず15分に1回はゆるめる。)

**ハブに関する連絡先**  
見つけたら】110番 かまれたら119番

資料2 自転車は車の仲間 ルールを守って安全運転 :自転車に関連する交通事故は全事故の約2割を占めているという。自転車は「車のなかま」だから原則として車道を走る。ヘルメットの着用も保護者の義務。ルールを守り、安全な運転を心がけよう。

平成19年6月14日に成立した「道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)により、次のとおり自転車に関する」通行ルール等の規定が見直された。これらの改正規定は「公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日」から施行されることとなっている。

- ◆安全運転の義務→道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。  
【該当規定】道路交通法第70条 【罰則】3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- ◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯→夜間自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければならない。  
【該当規定】道路交通法第52条第1項、第63条の9第2項、道路交通法施行令第18条 第1項第5号 【罰則】5万円以下の罰金
- ◆酒気帯び運転の禁止→酒気を帯びて自転車を運転してはならない。  
【該当規定】道路交通法第65条第1項 【罰則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)
- ◆二人乗りの禁止→自転車の二人乗りは、各都道府県公安委員会規則に基づき、6歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、原則として禁止。【該当規定】道路交通法第55条第1項/第57条第2項 【罰則】5万円以下の罰金/2万円以下の罰金又は料
- ◆並進の禁止→「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。  
【該当規定】道路交通法第19条 【罰則】2万円以下の罰金又は料

※乗車用ヘルメットに関する規定→児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。【該当規定】道路交通法第63条の10

※ 自転車関連事故は出合い頭衝突が半数以上 →平成 26 年中の自転車が第1当事者又は第2当事者となった交通事故件数(自転車関連事故)は **109,269 件**。自転車の事故の交通事故全体に占める割合は約**2割(構成率 19.0%)**。  
→交通事故件数を相手当事者別にみると、**対自動車(同 84.4%)が8割以上**と最も多くなった。